令和７年度
固定資産税(償却資産)申告の手引

償却資産※の所有者には申告の義務があります
※原則として法人税法または所得税法における減価償却資産

平素より、市税につきましてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となっています。

地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を、当該資産の所在地の市町村長に申告することが義務付けられています。正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条及び大分市税条例第63条の規定により、過料を科せられることがあります。

受付は1月6日(月)から行います。申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、1月20日(月)までの申告にご協力くださいますようお願いいたします。

申告期限:令和7年1月31日(金)

■業種別の償却資産の具体例(個人･法人を問わず､以下のような資産の所有者には申告の義務があります)

業　　種	償却資産の具体例
共　　通	太陽光発電設備、舗装路面、エアコン、パソコン、LAN設備　等
宿泊業・飲食店	厨房設備、食卓、椅子、冷蔵庫、製麺機　等
理容業・美容業	洗面設備、椅子、タオル蒸し器、パーマ器、湯沸かし器　等
医療業・薬　局	手術機器、レントゲン機器、歯科診療ユニット、調剤機器　等
製造業・建設業	旋盤、ボール盤、大型特殊自動車、トータルステーション　等
農　業・漁　業	農機具、精米機、ビニールハウス、漁船、無線機　等

■賃貸アパートを建てた場合の主な償却資産(カッコ内は標準的な耐用年数です)

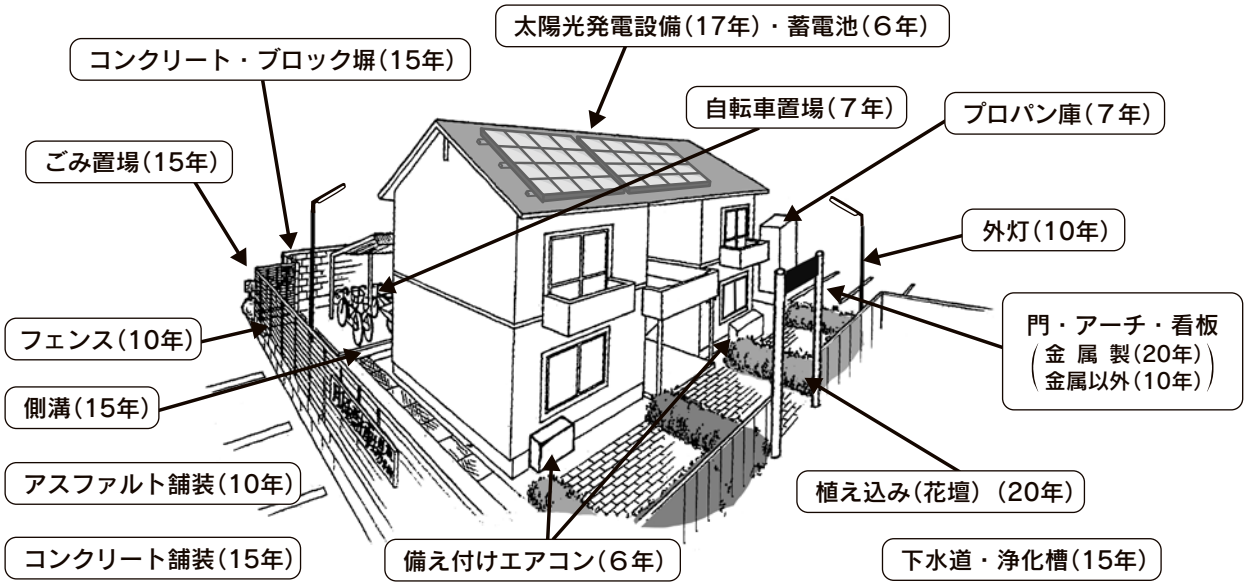

大分市　資産税課

1　償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（無形減価償却資産、取得価額が少額である資産、自動車税・軽自動車税の対象となる車両を除く）をいいます。（地方税法第341条第1項第4号）

(1)償却資産の種類と具体例

番号	種　　類	償　却　資　産　の　具　体　例
1	構築物	舗装路面、外構工事、門、塀、屋外灯、広告塔、ビニールハウス　等 ※家屋と償却資産の区分については、4ページ（7）参照
2	機械及び装置	太陽光発電設備、医療機器、機械式駐車設備、ドローン　等
3	船舶	漁船、遊覧船、快遊船、遊漁船、モーターボート　等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー　等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車　等　※3ページ（6）参照
6	工具、器具及び備品	エアコン、パソコン、LAN設備、各種工具　等

(2)申告の対象となる資産

次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

ア　太陽光発電設備（家庭用であっても発電出力が10kW以上のものであれば対象となります。ただし、ソーラーパネル自体が屋根材となっているものは除きます）
イ　償却済み資産（耐用年数が経過した資産）
ウ　赤字決算のため減価償却を行っていなくても本来減価償却が可能な資産
エ　建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）
オ　遊休資産及び未稼働の資産
カ　福利厚生の用に供している資産
キ　機械等の改良費（資本的支出に該当するものは新たな資産の取得とみなします）
ク　割賦販売または、契約終了後に借主に所有権が移転するファイナンス・リース契約で取得した資産
ケ　他の者に貸し付けている資産
コ　清算中の法人で自らの清算事務に供している資産及び他の者に貸し付けている資産
サ　税務署で費用処理を否認され、資本的支出に該当すると認定された有形固定資産

(3)申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、申告の必要はありません。

ア　無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
イ　自動車税・軽自動車税の対象となる車両
ウ　劣化資産（冷媒、触媒等）
エ　繰延資産（開業費、開発費等）、たな卸資産
オ　生物（ただし、観賞用・興業用に供するものは申告の対象となります）
カ　美術品等で取得価額が1点100万円以上であるもの（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは申告の対象となります）

(4)取得価額が少額である資産の区分表(申告の対象となる資産とならない資産があります)

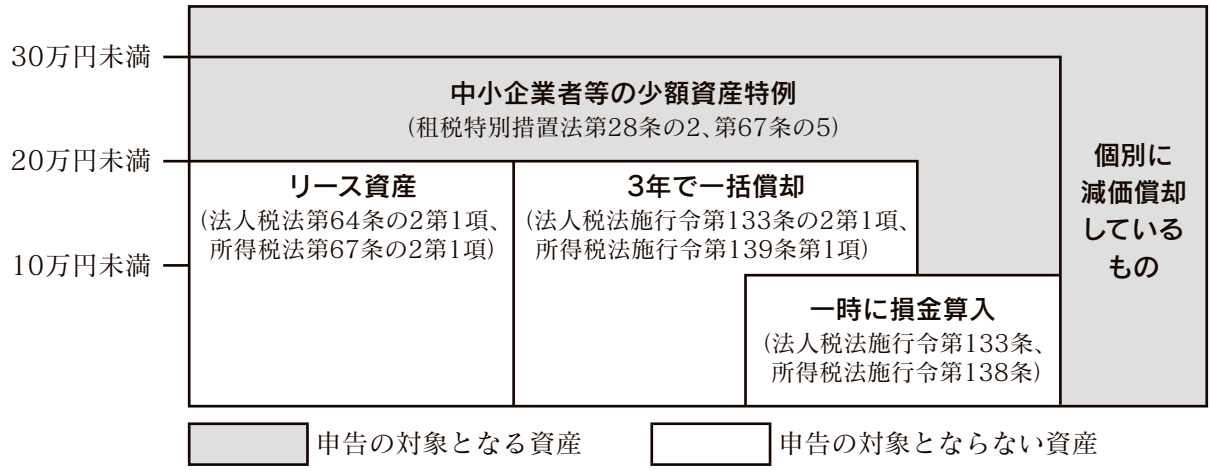

(5)国税(法人税・所得税)と固定資産税(償却資産)の相違

項　　目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却計算の基準日	決算期日	賦課期日(1月1日)
事業専用割合等による按分	認める	認めない(按分前の取得価額を記入してください)
圧縮記帳	認める	認めない(圧縮前の取得価額を記入してください)
特別償却、割増償却、即時償却	認める	認めない
増加償却	認める	認める(税務署への届出書の写しが必要です)
評価額の最低限度	1円(備忘価額)	取得価額の5%

(6)小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分表　※道路運送車両法施行規則第2条別表第1をもとに作成

<table>
<tr><th>自動車の種類</th><th>長さ</th><th>幅</th><th>高さ</th><th>最高速度</th><th>種別</th><th>償却資産の申告</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車　等</td><td>4.70m
以下</td><td>1.70m
以下</td><td>2.80m
以下</td><td>15km/h
以下</td><td>小型特殊
自動車
(※1)</td><td>対象外</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記を1つでも超過するもの</td><td>大型特殊
自動車
(※2)</td><td>対象</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>35km/h
未満</td><td>小型特殊
自動車</td><td>対象外</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>35km/h
以上</td><td>大型特殊
自動車</td><td>対象</td></tr>
<tr><td colspan="5">ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td>大型特殊
自動車</td><td>対象</td></tr>
</table>

(※1) 小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となります。

(※2) 大型特殊自動車は、ナンバープレートを取得している場合、分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999の車両です。

(7)家屋と償却資産の区分表

家屋（建物）には、内装設備、電気設備、給排水設備、ガス設備等の設備（家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの）が取り付けられていますが、家屋の所有者と設備の所有者が同じ場合は、家屋に含めて評価するため、償却資産の申告対象となりません。（固定資産評価基準）

ただし、家屋の所有者と設備の所有者が異なる場合は、当該設備を家屋以外の資産とみなすため、償却資産の申告対象となります。たとえば、賃借人（テナント入居者）が自らの事業のために取り付けた設備については、賃借人の方が償却資産として申告してください。（地方税法第343条第10項）

設備の種類	設備の内容	家屋と設備の所有者			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋評価	償却資産	家屋評価	償却資産
内装・造作	床・壁・天井仕上等	○			○
受変電設備	設備一式		○		○
電力設備	屋外設備・引込工事		○		○
	屋内の配管・配線等	○			○
電灯設備	屋外設備		○		○
	屋内設備	○			○
電話設備	電話機・交換機等の機器		○		○
	配管・配線等	○			○
放送設備	マイク・スピーカー等の機器		○		○
	配管・配線等	○			○
LAN設備	設備一式		○		○
空調設備	エアコン（壁掛け型）		○		○
	エアコン（埋込み型）	○			○
給排水設備	屋外設備・引込工事		○		○
	屋内の配管等	○			○
給湯設備	局所式（湯沸かし器等）		○		○
	局所式（ユニットバス用等）	○			○
	中央式給湯設備	○			○
ガス設備	屋外設備・引込工事		○		○
	屋内の配管等	○			○
消火設備	消火器等		○		○
	消火栓・スプリンクラー	○			○
衛生設備	洗面台・便器等	○			○
厨房設備	飲食店・病院等の設備		○		○
	システムキッチン	○			○

(8)特定の生産又は業務用の設備について

家屋（建物）に取り付けられる設備のうち、家屋の効用と関係のない特定の生産活動を行うために必要な設備は、家屋評価に含まれず、償却資産の申告対象となります。たとえば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、冷凍倉庫内の冷凍設備等は、償却資産として申告してください。

2　償却資産の申告について

令和7年1月1日現在で大分市内に所有している償却資産を申告してください。

(1)提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書(増加･全資産)	種類別明細書(減少)	備　　考
1.初めて申告する方	該当する資産あり	○	○(全資産)		
	該当する資産なし	○			申告書右下の「18備考」に該当資産なしと記入
2.前年度以前に申告している方	増加資産のみあり	○	○		申告書右下の「18備考」の1に○
	減少資産のみあり	○		○	
	増加･減少資産の両方ともあり	○	○	○	
	増減なし	○			申告書右下の「18備考」の2に○
	廃業･解散･転出	○		○	･申告書右下の「18備考」の3に○ ･理由及び日付記入
	電算申告の方	○ 申告書に、評価額･決定価格･課税標準額を記入	○(全資産) 減価残存率･価額・課税標準額を記入	○ ※減少がある場合	申告書の提出とは別に、種類別明細書のデータ(エクセル･CSV等)をメールで提出して下さい [E-mail:sisanzei@city.oita.oita.jp]

(2)申告しない方､虚偽の申告をした方

正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条及び大分市税条例第63条の規定により、過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、同法第385条の規定により、罰金刑を科せられることがあります。

(3)申告内容の確認調査について

償却資産の申告内容が適正かどうかを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、帳簿書類の提出を求めることや、事業所等への実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

(4)過年度分の遡及について

申告もれが判明した場合、過年度分の賦課更正を行います（地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年度分)。追徴となった場合、通常の納期とは異なり、1回の納期限で納付していただきます。

3　税額について

(1)税額の算出方法

課税標準額の合計(1,000円未満切り捨て)×税率(1.4%)＝税額(100円未満切り捨て)

※償却資産は、原則として評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例を適用する場合は、適用後の額が課税標準額となります。

(2)評価額(課税標準額)の算出方法

申告していただいた資産について、取得年月や取得価額、耐用年数に基づき、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得したもの	前年前に取得したもの
取得価額×(1－耐用年数に応ずる減価率／2) **【減価残存率Ａ】**	前年度の評価額×(1－耐用年数に応ずる減価率) **【減価残存率Ｂ】**

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

(3)耐用年数に応ずる減価率(固定資産評価基準別表15)

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率 A 前年中取得のもの (1-r/2)	減価残存率 B 前年前取得のもの (1-r)	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率 A 前年中取得のもの (1-r/2)	減価残存率 B 前年前取得のもの (1-r)	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率 A 前年中取得のもの (1-r/2)	減価残存率 B 前年前取得のもの (1-r)
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

(4)算出例

資産の種類	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	評　価　額	課税標準額
1	内装工事	R 5.3	4,500,000	10	4,500,000 (取得価額) × 0.897 (減価残存率A) ＝ 4,036,500円 (令和6年度評価額) 4,036,500 (令和6年度評価額) × 0.794 (減価残存率B) ＝ 3,204,981円 (令和7年度評価額)	3,204,981円
6	エアコン	R 6.9	500,000	6	500,000 (取得価額) × 0.840 (減価残存率A) ＝ 420,000円 (令和7年度評価額)	420,000円
6	パソコン	R 6.9	250,000	4	250,000 (取得価額) × 0.781 (減価残存率A) ＝ 195,250円 (令和7年度評価額)	195,250円
合　計					3,820,231円	3,820,231円

課税標準額の合計(1,000円未満切り捨て)×税率(1.4%)＝税額(100円未満切り捨て)

~~3,820,231~~

3,820,000　×　1.4%　＝　~~53,480~~

53,400円(年税額)

(5)免税点

課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

※申告は必要です。

(6)納期限(年税額を4回の納期に分けて納付していただきます)

1期 4月30日　2期 7月31日　3期 9月30日　4期 翌年1月4日

※ただし、上記の日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。

4　課税標準の特例及び非課税等

(1)課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、旧法附則第64条に規定する資産には、課税標準の特例が適用されます。特例資産や特例率は次のとおりです。**「特例資産適用届出書」**と下記の添付書類をあわせて提出してください。

適用条項			特　例　資　産	特　例　率	添付書類 (いずれも写し)
法第三四九条の三	第２項		一般ガス導管事業の用に供する資産 （特別一般ガス導管事業者を除く）	最初の５年間　1/3 次の５年間　2/3	•ガス事業許可証 •系統図
	第５項		内航船舶（モーターボート等は対象外）	1/2	•船籍等を証明できる書類
法附則第十五条	第２項	第１号	水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設（電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く）(※暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定する)	令和6年4月1日以後取得　1/2	•特定施設届出書
		第２号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設（※熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する）	令和6年4月1日以後取得　1/2	•公的機関への設置届出書
		第３号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場（※環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する）	令和6年4月1日以後取得　2/3	•公的機関への設置届出書
		第４号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設	令和6年4月1日以後取得　1/3	•産業廃棄物処理施設届出書
		第５号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設（※新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定する）	令和6年4月1日以後取得　4/5	•除害施設の届出書 •除害施設概要書
	第25項		再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備（税が課されることとなった年度から3年度分）	令和6年4月1日以後取得 風力発電設備(20kw以上)　2/3 風力発電設備(20kw未満)　3/4	•再生可能エネルギー発電設備認定通知書 •売電契約書
				令和6年4月1日以後取得 ①地熱発電設備 (1,000kw未満)　2/3 ②バイオマス発電設備 (1万kw以上2万kw未満) 一般木材・農作物残さ区分に該当するもの　6/7 ③バイオマス発電設備 (1万kw以上2万kw未満) ※②以外のもの　2/3 ④水力発電設備 (5,000kw以上)　3/4 ①～④のうち発電出力が上記以外のもの　1/2	
			再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの（税が課されることとなった年度から3年度分）	令和6年4月1日以後取得 ①太陽光発電設備 (1,000kw未満)　2/3 ②太陽光発電設備 (1,000kw以上)　3/4	•補助金交付決定通知書 •設備の発電出力が分かる書類
旧法附則第十五条第32項			特定事業所内保育施設 （企業主導型保育事業）	平成29年4月1日～令和6年3月31日取得　5年間　1/3	•企業主導型保育事業助成決定通知書

※必要に応じ、資産の詳細が確認できる書類の提出を求める場合があります。
※今後の法令等の改正により、特例資産等の変更が行われることがあります。

<table>
<tr><th colspan="2">適用条項</th><th>特　例　資　産</th><th colspan="2">特　例　率</th><th>添付書類
（いずれも写し）</th></tr>
<tr><td colspan="2">旧法附則第六十四条</td><td>＜対象者＞
・先端設備等導入計画の認定を受けていること
・中小事業者等（租税特別措置法に規定する中小事業者または中小企業者）に該当すること
＜対象設備＞
生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１%以上向上する設備
＜資産の種類（取得価額／販売開始時期）＞
・機械装置（160万円以上／10年以内）
・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
・器具備品（30万円以上／6年以内）
・建物附属設備（60万円以上／14年以内）
※償却資産として課税されるもの
・構築物（120万円以上／14年以内）
・事業用家屋（120万円以上／新築）
※要件を満たす先端設備等（取得価額300万円以上）が設置されていること
＜その他の要件＞
・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
・中古資産でないこと</td><td>中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した設備</td><td>３年間０（ゼロ）</td><td>・大分市創業経営支援課より認定を受けた認定先端設備等導入計画（一式）
・認定先端設備等導入計画に係る認定書
・工業会等による証明書
・特例チェックシート
※事業用家屋の場合は、建築基準法の規定による確認済証の提出が必要です
※適用2年目以降は、次年度用の特例チェックシートの提出が必要です</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法附則第十五条</td><td rowspan="3">第44項</td><td rowspan="3">＜対象者＞
・先端設備等導入計画の認定を受けていること
・中小事業者等（租税特別措置法に規定する中小事業者または中小企業者）に該当すること
＜対象設備＞
年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
＜資産の種類（取得価額）＞
・機械装置（160万円以上）
・測定工具及び検査工具（30万円以上）
・器具備品（30万円以上）
・建物附属設備（60万円以上）
※償却資産として課税されるもの
＜その他の要件＞
・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
・中古資産でないこと</td><td>認定先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した設備</td><td>３年間２分の１</td><td rowspan="3">・大分市創業経営支援課より認定を受けた認定先端設備等導入計画（一式）
・認定先端設備等導入計画に係る認定書
・特例チェックシート
※適用2年目以降は、次年度用の特例チェックシートの提出が必要です</td></tr>
<tr><td>従業員に対する賃上げ方針の表明を記載した認定先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した設備</td><td>５年間３分の１</td></tr>
<tr><td>従業員に対する賃上げ方針の表明を記載した認定先端設備等導入計画に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した設備</td><td>４年間３分の１</td></tr>
</table>

(2)非課税

地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の対象となります。

該当資産を取得された場合は、**「固定資産税非課税適用申告書」**と非課税の内容に係る資料をあわせて提出してください。

■固定資産税が非課税となる事業の例

・小規模保育事業、児童福祉施設、認定こども園　等

・老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業　等

・救急医療等確保事業　等

(3)減　免

地方税法第367条に基づき、大分市税条例第60条第1項、同条例施行規則第6条の規定に該当する資産は、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部または一部が免除されます。詳しくは、資産税課　償却資産担当班までご相談ください。

※「特例資産適用届出書」、「固定資産税非課税適用申告書」は大分市公式ホームページからダウンロードできます。

5　申告書の書き方

〔1〕償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方…２部複写になっています。

※楷書でわかりやすく記入してください。

印字されている住所を確認するか、空欄の場合は記入してください。納税通知書や来年度の申告書の送付先として別の住所を希望する場合は送付先住所をカッコ書きで記入してください。

印字されている法人名または氏名を確認するか、空欄の場合は記入してください。法人の場合は代表者の氏名も記入してください。

種類別明細書（減少資産）をもとに記入してください。

種類別明細書（増加資産）をもとに記入してください。

受付印

令和 7 年 1 月 10 日
大分市長殿

令和7年度
償却資産

所有者

1　住　所（又は納税通知書送付先）
〒870-8504
大分市荷揚町2番31号
（大分市〇〇町△番□□号）
（屋号 スーパーフナイ）

2　氏　名
法人にあっては その名称及び 代表者の氏名
荷揚産業(株)　大分太郎
（電話 097-534-6111）

	資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの
1	構築物	1,000,000	0	3,000,00
2	機械及び装置	2,450,000	1,500,000	1,650,00
3	船　舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具	400,000	0	
6	工具、器具及び備品	5,290,000	1,250,000	960,00
7	合　計	9,140,000	2,750,000	5,610,00

	資産の種類	評　価　額(ホ)	※決定価格(ヘ
1	構築物		
2	機械及び装置		
3	船　舶		
4	航空機		
5	車両及び運搬具		
6	工具、器具及び備品		
7	合　計		

記入する必要はありません。ただし、独自様式の電算申告の方は、必ず記入してください。

事業種目を具体的に記入してください。法人の場合は資本金等の金額も記入してください。

個人番号または法人番号（マイナンバー）を記入してください。

該当する方を○で囲んでください。「10」「11」は8～9ページを参照し、それ以外は税務署で確定申告を行う際の情報をもとに記入してください。

大分市内における資産の所在地を記入してください。また、資産の所在地が2以上ある場合は、その主たる番号を○で囲んでください。

借用資産「有」の場合は、貸主の名称等を記入してください。

事業所用の家屋が自己所有か借家（テナント）か記入してください。

次のような事項を記入してください。

(1) 初めて申告する方

・個人の方は生年月日を記入してください。

・償却資産を所有していない場合は「該当資産なし」と記入してください。

(2) 前年度以前に申告している方

申告の内容で該当するものを○で囲んでください。

1．資産の増減あり
（資産の異動があった場合）

2．資産の増減なし
（資産の異動がなかった場合）

3．廃業、その他の異動
（廃業、社名・住所の変更等の場合）

（市役所提出用）

申告書（償却資産課税台帳）

第二十六号様式

※所有者コード
80123456

個人番号又は法人番号	
事業種目 （資本等の金額）	食料品小売業 （ 10 百万円）
事業開始年月	昭和55 年 4 月
この申告に応答する者の係及び氏名	経理係 大分花子 （電話 097-534-6111）
税理士等の氏名	城崎一郎 （電話 097-537-5610）

8 短縮耐用年数の承認	有 ・ (無)
9 増加償却の届出	有 ・ (無)
10 非課税該当資産	有 ・ (無)
11 課税標準の特例	有 ・ (無)
12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ (無)
13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
14 青色申告	(有) ・ 無

(ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ))(ニ)
00	4,000,000
00	2,600,000
0	400,000
00	5,000,000
00	12,000,000
)	※課税標準額(ト)

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 荷揚町2番31号
② 東鶴崎1丁目2番3号
③ 玉沢743番地の2

16 借用資産 (有)・無
貸主の名称等
〒870-0044 大分市舞鶴町1丁目1番1号
(株)舞鶴リース(TEL)537-7293

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家

18 備考（添付書類等） 決算期（ ）

申告の内容 (1) 資産の増減あり
2、資産の増減なし
(3) 廃業、その他の異動
(例) 令和○○年□□月△△日廃業

受付	宛名	処理	控送付	決算書

入力日 担当

〔2〕種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方…２部複写になっています。

申告年度を記入してください。

申告書の右上の所有者コードを記入してください。

【資産の種類】
構築物 …… 1
機械及び装置 …… 2
船舶 …… 3
航空機 …… 4
車両及び運搬具 …… 5
工具、器具及び備品 …… 6
として、各資産に対応する数字を記入してください。

【資産の名称等】
該当資産の名称を20字以内で記入してください。

【数量】
該当資産の数量を単位をつけずに記入してください。

【取得年月】
昭和 …… 3
平成 …… 4
令和 …… 5
として、資産を実際に取得した年月を記入してください。

令和 7 年度

種類別明細書

※ 所有者コード 80123456

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号 3.昭和 4.平成 5.令和 3～5を記入	年	月
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	6	7
02	2		食品加工製造機	1	5	6	8
03	6		テレビ	1	5	5	12
04	6		パソコン	1	5	7	1
05	6		応接セット	1	4	30	10
06							
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
			小計	5			

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、

「資産コード」「減価残存率」「価額」「課税標準額」は記入する必要はありません。

【取得価額】該当資産の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
税務署の確定申告で用いている耐用年数を記入してください。

氏名または名称を記入してください。

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について○枚のうち○枚目というようにページ数を記入してください。

【増加事由】
新品取得 …… 1
中古取得 …… 2
移動等による受入れ …… 3
その他（申告もれ等） …… 4
として、該当する番号を○で囲んでください。

【摘要】
次のような事項を記入してください。
- 中古資産（中古取得）
- 過年度に申告するべきだった資産（申告もれ）
- 他市からの移動等による受け入れ資産（○年○月○日××市より）
- 特例や非課税の該当資産（特例、非課税）

（増加資産・全資産用）　（市役所提出用）

第二十六号様式別表一

所有者名：荷揚産業㈱

1 枚のうち 1 枚目

取得価額 (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	増加事由	摘要
十億 百万 千 円			十億 百万 千 円			十億 百万 千 円		
3 000 000	10	0.					1・2・3・4	
1 650 000	2						1・②・3・4	中古取得
500 000	5						1・2・3・④	申告もれ
280 000	4						①・2・3・4	1月1日取得
180 000	5						1・2・③・4	R6.4.1 福岡市より
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
5 610 000								

3移動等による受入れ、4その他　のいずれかに○印を付けてください。

〔3〕種類別明細書（減少資産用）の書き方…２部複写になっています。

申告年度を記入してください。

申告書の右上の所有者コードを記入してください。

令和 7 年度

種類別明細書（減少

所有者コード
80123456

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号 3.昭和 4.平成 5.令和 (3~5を記入)	年	月
01	2	0001	食品加工設備	2	3	60	1
02	6	0001	自動販売機	1	4	4	4
03	6	0003	レジスター	1	4	4	4
04	6	0004	冷蔵庫	1	5	2	9
05							
06							
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
			小計	5			

減少した資産があれば、同封の償却資産種類別明細書から該当資産を抜き出し、明細書に記載されたとおりの内容を記入してください。**抹消コードについては資産番号の末数（下4ケタ）を記入してください。**

記入する必要はありません。

【減少の事由】
該当する番号を〇で囲んでください。

氏名または名称を記入してください。

「種類別明細書（減少資産用）」について〇枚のうち〇枚目というようにページ数を記入してください。

資産用）

（市役所提出用）

所有者名	1 枚のうち
荷揚産業（株）	1 枚目

第二十六号様式別表二

【減少の区分】
該当する番号を〇で囲んでください。

【摘要】
次のような事項を記入してください。
・売却（〇年〇月〇日××へ売却）
・滅失（破損など）
・一部のみ滅失（〇台のうち×台廃棄）
・移動（〇年〇月〇日××市へ）

取得価額（十億 百万 千 円）	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分（1売却 2滅失 3移動 4その他）	（1全部 2一部）	摘要
1,500,000	10		①・2・3・4	①・2	令和6年4月1日 （株）荷揚商会へ売却
300,000	5		1・②・3・4	①・2	破損したため
700,000	5		1・2・③・4	①・2	令和6年8月1日　福岡市へ
250,000	6		1・②・3・4	1・②	100万円（4台分）のうち25万円（1台分）廃棄
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
2,750,000					

～　よくあるご質問　～

Q1. 償却資産に課税する制度はいつからありますか。

固定資産税（償却資産）は、昭和24年のシャウプ勧告に基づく税制改革で昭和25年に創設されました。固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となっています。

Q2. 今回はじめて償却資産申告書が送られてきました。なぜでしょうか。

償却資産を所有している可能性がある方に申告書をお送りしています。大分市では、償却資産の所有者を特定するため、地方税法第354条の2の規定に基づき、税務署で法人税法または所得税法に関する書類を閲覧しています。

Q3. 申告に必要な「資産の名称等」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」はどうすれば分かりますか。

償却資産は、原則として法人税法または所得税法における減価償却資産と一致します。税務署で確定申告を行う際に作成する減価償却資産明細書等をご覧ください。

Q4. 償却済み資産（耐用年数が経過した資産）は申告の対象となりますか。

事業の用に供している資産であれば、申告の対象となります。固定資産税（償却資産）では、取得価額の5%が評価額の最低限度額となります。

Q5. 事業用と家庭用の両方で使用している資産は申告の対象となりますか。

一部でも事業の用に供している資産であれば、申告の対象となります。当該資産の全体が課税対象となるため、事業割合で按分せずに、全体の取得価額を記入してください。

～ 大分市公式ホームページのご案内 ～

償却資産申告書・種類別明細書・特例資産適用届出書・固定資産税非課税適用申告書をダウンロードできます。

ホーム＞くらし・手続き＞税金＞固定資産税・都市計画税＞償却資産＞償却資産の申告をお願いします

https://www.city.oita.oita.jp/o036/kurashi/zekin/1445828524697.html

～ eLTAX（エルタックス）をご利用ください ～

インターネットから償却資産の申告を行うことができます。詳しくは、eLTAXのホームページをご覧いただくか、ヘルプデスクにお問い合わせください。

ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/

ヘルプデスク：0570－081459（9：00～17：00）※土・日・祝を除く

～ 市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください ～

すでに固定資産税（土地・家屋）の口座振替の手続きをされている方も、償却資産の口座振替には別途お申し込みが必要です。

口座振替に関するお問い合わせ先：大分市財務部納税課　097－537－5611

ご提出先・お問い合わせ先（ご持参・郵送・eLTAX（エルタックス）にてご提出ください）

〒870－8504　大分市荷揚町2番31号
大分市役所　資産税課　償却資産担当班（第2庁舎3階）　TEL 097－537－7293（直通）

※各支所にご提出いただくこともできますが、受け付けのみとなりますので、説明が必要な方は資産税課　償却資産担当班までお問い合わせください。

※郵送の方で、申告書の「申告者控用」に受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。